

目 次

第1編 総 論	1
第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
第2 県国民保護計画の構成	1
第3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
第4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章 県の地理的、社会的特徴	9
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	17
第1 武力攻撃事態	17
第2 緊急処理事態	20
第2編 平素からの備えや予防	23
第1章 組織・体制の整備等	23
第1節 県における組織・体制の整備	23
第1 県の各部局における平素の業務	23
第2 県職員の参集基準等	23
第3 国民の権利利益の救済に係る手続等	25
第4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	26
第2節 関係機関との連携体制の整備	27
第1 基本的考え方	27
第2 国の機関との連携	27
第3 他の都道府県との連携	28
第4 市町村との連携	28
第5 指定公共機関等との連携	29
第6 ボランティア団体等に対する支援	30
第3節 通信の確保	31
第4節 情報収集・提供等の体制整備	33
第1 基本的考え方	33
第2 警報等の通知に必要な準備	33
第3 市町村における警報の伝達に必要な準備	34
第4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	34
第5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	35

第6 被災情報の収集・報告に必要な準備	35
第7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	36
第5節 研修及び訓練	37
第1 研修	37
第2 訓練	37
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	39
第1 避難に関する基本的事項	39
第2 救援に関する基本的事項	39
第3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	40
第4 交通の確保に関する体制等の整備	40
第5 避難施設の指定	41
第6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	42
第3章 生活関連等施設の把握等	43
第1節 生活関連等施設の把握等	43
第1 生活関連等施設の把握	43
第2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	43
第3 市町村における平素からの備え	44
第2節 県が管理する公共施設等における警戒	45
第4章 物資及び資材等の備蓄、整備	46
第1 基本的考え方	46
第2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	46
第3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	47
第4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	47
第5章 国民保護に関する啓発	48
第1 国民保護措置に関する啓発	48
第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	48
第3 市町村における国民保護に関する啓発	49
第3編 武力攻撃事態等への対処	51
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	51
第1 事態警戒体制A	51
第2 事態警戒体制B	52
第3 県対策本部への移行	53
第4 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	54
第2章 県対策本部の設置等	55
第1 県対策本部の設置	55
第2 通信の確保	58
第3章 関係機関との相互連携	59
第1 国の対策本部との連携	59

第2	現地関係機関との連携	59
第3	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	59
第4	自衛隊の部隊等の派遣要請等	60
第5	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	60
第6	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	61
第7	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
第8	県が行う応援等	62
第9	ボランティア団体等に対する支援等	63
第10	住民への協力要請	63
第4章	警報及び避難の指示等	64
第1節	警報の通知及び伝達	64
第1	警報の通知等	64
第2	市町村長の警報伝達の基準	65
第3	緊急通報の発令	66
第2節	避難の指示等	67
第1	避難措置の指示	67
第2	避難の指示	68
第3	県による避難住民の誘導の支援等	72
第4	避難実施要領	74
第5	避難所等における安全確保等	75
第5章	救援	76
第1	救援の実施	76
第2	関係機関との連携	77
第3	救援の内容	78
第4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	81
第5	救援の際の物資の売渡し要請等	81
第6章	安否情報の収集・提供	83
第1	安否情報の収集	83
第2	総務大臣に対する報告	84
第3	安否情報の照会に対する回答	84
第4	日本赤十字社に対する協力	85
第5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	85
第7章	武力攻撃災害への対処	86
第1節	生活関連等施設の安全確保等	86
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	86
第2	武力攻撃災害の兆候の通報	86
第3	生活関連等施設の安全確保	86
第4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
第2節	NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等	91

第1	NBC攻撃による災害への対処	91
第2	武力攻撃原子力災害への対処	93
第3節	応急措置等	94
第1	退避の指示	94
第2	知事、市町村長の事前措置	95
第3	警戒区域の設定	95
第4	応急公用負担等	95
第5	消防に関する措置等	96
第8章	被災情報の収集及び報告	99
第9章	保健衛生の確保その他の措置	100
第1	保健衛生の確保	100
第2	廃棄物の処理	100
第3	文化財の保護	101
第10章	国民生活の安定に関する措置	102
第1	生活関連物資等の価格安定	102
第2	避難住民等の生活安定等	103
第3	生活基盤等の確保	104
第11章	交通規制	105
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	107
第4編	復旧等	111
第1章	応急の復旧	111
第1	基本的考え方	111
第2	ライフライン施設の応急の復旧	111
第3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	112
第2章	武力攻撃災害の復旧	113
第1	基本的考え方	113
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	114
第1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	114
第2	損失補償、実費弁償及び損害補償	114
第3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	114
第4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	115
第5編	緊急処理事態への対処	117
第1	緊急処理事態	117
第2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	117